

20210924_【感染症情報】 フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その60：コミュニティ隔離措置延長・変更（9月23日発表））

【ポイント】

- 9月23日、フィリピン政府は、9月24日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の延長・変更を発表しました。
- ビサヤ地区における変更点は、ボホール州が MGCQ から制限が強化された GCQ へ引き上げられました。

【本文】

1 9月23日、フィリピン政府は、9月24日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を、延長・変更することを発表しました。

9月24日から9月30日まで、「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置（GCQ）」を課す地域

- ・ コルディエラ行政区域（CAR）：アブラ州、バギオ市
- ・ 地域1（イロコス地方）：北イロコス州
- ・ 地域7（中部ビサヤ地域）：ボホール州

2 また、各コミュニティ隔離措置におけるガイドライン詳細は下記にて確認ください。

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）決議第140号（コミュニティ隔離措置の延長・変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210923-IATF-140-RRD.pdf>

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）決議第140号（コミュニティ隔離措置の延長・変更）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sep/20210923-IATF-140-RRD.pdf>

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park,
Cebu City

電話：（市外局番 032） 231-7321

FAX：（市外局番 032） 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html